

市県民税の申告が始まります

市では、申告受付を下記のとおり行います。

申告を忘れてしましますと、「各種証明書の交付が受けられない」「国民健康保険税の軽減措置が受けられない」などの支障をきたすことがあります。必ず期間内に申告してください。

受付会場

市役所 1階ロビー 特設会場

受付期間

2月16日(火)～3月15日(月) (土・日曜日・祝日を除く)

※受付時間等と日程は20ページをご確認ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

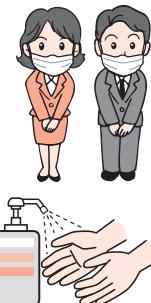
市・県民税（確定）申告では、下記のとおり新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施します。

下野市の対策

- 申告会場に入場できる人数を制限します。
受付にて申告書類の確認が終わりましたら、申告時間まではお車等でお待ちください
るようお願いします。申告時間が近くになりましたら電話でお知らせします。
- 会場の各所に消毒液を設置します。
- 会場のテーブルやイスは適時消毒作業を行います。
- 待合室では、席の間隔を空けてお座りください。
- 職員と対面でお話しになる場所には、飛沫対策のためアクリルボード等を設置します。

来庁する方へのお願い

- 受付会場入場前に検温をお願いします。37.5度以上の熱がある方は、当日の受付はお断りします。
※事前にご自宅で検温していただき、体調不良、発熱等の症状がある場合はご遠慮ください。
- マスクの着用をお願いします。マスクを着用されない場合は、入場をお断りします。



申告受付に必要なもの

- 印鑑
- 申告者のマイナンバー本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）
- 前年中の収入金額と必要経費のわかる書類（給与・年金の源泉徴収票や事業所得の収支内訳書など）
- 各種控除を受けるために必要な書類

- 社会保険料（国民健康保険税、国民年金保険料など）の支払金額を証明するもの
- 障がい者控除を受ける方は、障がい者手帳などその障がいを証明するもの
- その他各種控除を受ける方は、それらの証明書または領収書など（医療費の場合は「医療費控除の明細書」を作成）
- 銀行などの本人名義の預貯金口座（還付を受ける場合に必要です）

注意事項

- 収支内訳書は帳簿などを基に事前に作成しておいてください。事前に作成されていない方は、作成をしていただいてからの受付となります。
- 医療費控除は、「医療費控除の明細書」を作成してください（入手・作成方法については、国税庁のホームページ等をご覧ください）。

- 例年、書類をお持ちにならずに会場にお越しになる方が見受けられます。必要な書類がないと申告受付ができませんので、書類がそろっていることを事前に確認してからお越しください。

市の会場で受付できない申告

譲渡所得（株式・土地など）の申告・青色申告・先物取引（FX含む）の申告・申告分離課税の配当所得の申告・最初の年の住宅借入金等特別控除

(住宅ローン減税) の申告・リフォーム等各種住宅関係の申告・雑損控除の申告・過年度分の申告・贈与税・消費税の申告などをされる方は、栃木税務署の確定申告会場（栃木商工会議所大ホール）で申告してください。